

高齢者虐待防止のための指針

社会医療法人社団 寿量会

介護老人保健施設 清雅苑

令和 7 年 4 月 1 日

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

「高齢者虐待の防止。高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）を踏まえ、サービスの提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることにならないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

2. 虐待の定義

（1）身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外相や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また。正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレスト）：意図的であるが、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を法規又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化されること。

（3）心理的虐待：脅しや屈辱等の言葉や威圧的なタイト、無視、嫌がらせ等によってりお湯者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。また利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 高齢者虐待防止に関する検討委員会の設置

（1）目的

前条の目的を達成するために、当施設に「高齢者虐待防止ための対策を検討する委員会」（以下「高齢者虐待防止対策検討委員会」と略す）を設置する。

（2）委員会の役割

ア 虐待防止のための指針等の整備及び見直し

イ 職員を対象とした高齢者虐待防止に関する研修の実施に関すること

ウ 虐待の防止に関する管理責任者の選定

エ 虐待の防止に関する現場責任者の選定

（安全対策責任者施設リスクマネージャーとする）

オ 高齢者虐待に関する情報の収集と状況確認

カ 施設内で虐待があった場合の対応策に関すること

キ 虐待の原因分析と再発防止策の検討

ク 高齢者虐待のためのマニュアル類の整備に関すること

ケ その他、当施設内の高齢者虐待防止のために必要な事項に関すること

(3) 委員会は、次に掲げるもので構成する。

- ア 施設長（委員長）
- イ 医師
- ウ 看護介護部看護課主任（虐待防止に関する管理責任者）
- エ 看護介護部看護課副主任
- オ 看護介護部介護課主任（介護支援専門員、リスクマネージャー 現場責任者）
- カ 入所リハビリテーション課主任
- キ 入所リハビリテーション課副主任
- ク 管理栄養士栄養課主任
- ケ 入所支援相談員主任
- コ 薬剤師
- サ 事務部長
- シ 看護介護部介護課副主任

(4) 委員会の開催

- ア 委員会は 2 ヶ月に 1 回開催し、次に掲げる事項について審議する。なお、臨時で開催する場合は委員長が召集する。
- イ 虐待の発声又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- ウ 委員会の会議内容を記録する。

(5) 小委員会の設置と開催

認知症ケア委員会を高齡者虐待防止対策検討委員会の小委員会として虐待防止等の対策について毎月開催し、次に掲げる事項について検討する。

- ア 施設全体で虐待防止を行わないためのケアの工夫に対する検討
- イ 認知症ケアの取り組みについての計画作成
- ウ 高齡者虐待に該当するものが生じた場合、高齡者虐待防止対策検討委員会への報告を行う。

4 高齡者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年 1 回以上及び職員採用時に実施する。

- (2) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (3) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。
- (4) 高齢者虐待防止に関する研修会は以下のとおり
 - 認知症ケア研修会への参加（施設内外）
 - 熊本高齢者の抑制を考える会研修会への参加
 - 認知症ケア、身体拘束、権利擁護に関する研修会への参加（施設内）
 - その他看護協会、全老健認知症研修会等

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- (2) 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3) 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者又は家族等から虐待の通知を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は高齢者虐待防止管理者若しくは現場責任者（リスクマネージャー）とする
- (2) 高齢者虐待防止は外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見にと努めるよう促す。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受けた内容を管理者（施設長）に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受付した内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者に報告する。

8 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうけ、成年後見制度の利用を支援する。

9 指針の閲覧

当指針は、利用者及びその家族に公表し閲覧できるようにする。

10 その他

(1) 施設内における高齢者虐待防止対策検討委員会の審議内容等に関する諸記録は5年間保管する。

(2) 本指針及び高齢者虐待防止に関するマニュアル類等が高齢者虐待防止対策検討委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この指針は平成30年4月1日より改定し施行する。(改定見直し)

この指針は令和3年4月1日より改定し施行する。(改定見直し)

この指針は令和6年4月1日より改定し施行する。(前項見直し)

高齢者虐待防止について

<施設内規程>

社会医療法人社団寿量会
介護老人保健施設 清雅苑

令和7年4月1日

(目的)

この規程は清雅苑の理念のもと、利用者の尊厳の尊重の視点から、虐待の防止、早期発見、被虐待高齢者の保護、高齢者の権利利益の擁護を目的とする。

(高齢者虐待法の法律の成立)

平成 18 年 4 月 1 日施行

(高齢者虐待の定義)

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。 暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。 《具体的な例》 ・ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる。やけど、打撲させる。 ・ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束(※)、抑制をする、等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与える行為。 《具体的な例》 ・ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・ 侮辱をこめて、子どものように扱う ・ 高齢者が話しかけているのに意図的に無視する、等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 本人の合意なく性的な行為をしたり、辱める行為。 《具体的な例》 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・ キス、性器への接触、等
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 財産や金銭の無断使用、本人の金銭使用を理由無く制限する行為。 《具体的な例》 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない、本人の自宅を本人に無断で売却する ・ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する、等
介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。 《具体的な例》 ・ 人浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ・ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある ・ 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない、等

《具体的な例》は「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(財団法人医療経済研究構)から

※身体拘束について

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、2000年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、サービスの提供に当たっては、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされ、原則禁止されています。身体拘束は原則として全て高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、「身体拘束ゼロへの手引き」（2001年3月：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編）において、高齢者本人や他の利用者の生命身体が危険にさらされる場合など「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

（清雅苑における取り組み）

1. 虐待防止の取り組み（予防的観点から）の考え方

虐待のない施設としてあり続けるためには、施設長以下、現場の職員まで、入所者の安全が最優先されるということを共有する。

そのためには、職場内会議や施設内研修を通じて絶えず虐待防止の意識を浸透、醸成させていくことが必要である。

さらに、施設は入所者に対し、常により良いサービスを提供していくためには、入所者一人ひとりの状態を常に把握し、その結果を介護計画や日常のケアに反映する等、「個別ケア」、「認知症ケアの研修」の徹底を図ることが必要である。

また、苦情受付や苦情があった場合の処理体制の構築を図り、家族はもとより地域に開かれた施設づくりが重要である。

2. 虐待への対応

（1）虐待の早期発見（疑いも含む）

虐待を早期に発見するということは、入所者を少しでも早く安心・安全な状況で介護サービスを提供し、健康で快適な生活を取り戻させるのみならず、虐待を起こした場合は必ず発覚するという、虐待者に対する虐待の抑止効果ももたらすものです。

施設は、虐待の早期発見システムを整備するとともに、このことを職員に周知し、また、実際に起こった場合確実に機能することを確保しておかなければならない。

そのためには、入所者の表情の変化や日常動作の異常などをいち早く見つけるための個別ケアの徹底、あるいは入浴時や着替え時での虐待が発見された場合（疑いを含む。）の報告システムを構築しておくことが必要である。

特に、入浴介助時に洋服を脱がせた時に傷を発見した場合等は、発見時の傷の状況等を記録することは勿論のこと、入所者に対してもいつ怪我をしたか等、たとえ相手が認知症の入所者であっても尊厳を確保するために、懇切丁寧に確認しておくことが大切である。

なお、入所時や退所時には、可能な限り家族と一緒に入所者の身体チェックを行い、打撲のあと

などの有無を確認し、書類にまとめておくことが、後日のトラブルを防止するとともに、家族に対する信頼を得るためにも効果的である。

また、精神的な虐待や経済的虐待を早期に発見するための取組みを構築しておくことが有効である。

清雅苑においては、原因不明な外傷、内出血を発見した際にもヒヤリ・ハット報告書の提出を行い必ずチームで検討することとする。

（２）虐待発見後の対応

虐待発見後は、まず何においても入所者の安全の確保に努めなければならない。

そのためには、身体的虐待にあつては、本人の安全確認や治療の必要性の有無の確認を行い、必要によっては適切な治療を施し、心理的虐待にあつては、入所者の不安を取り除くなどの努力が必要である。

虐待の状況については、上司、施設長・事業所の管理者への報告、入所者家族に対する適切な説明のほか、行政に報告することも必要ですので、可能な限り詳細な状況は把握が必要である。

また、情報の公開を行い、いやしくも隠蔽するという対応を行ってはいけない。

施設内においては、職員同士が虐待の事実をかばいあうことも想定されるが、その結果は決してサービスの質の向上には繋がらないので、職員に対し、虐待廃止の研修を実施する等、廃止に向けた意識の共有化を図ることが大切である。

さらに、関係者（当事者職員、上司及び施設長・事業所の管理者）の処分に当たっては、法人全体で考え就業規則等にのっとり適正に行うことが必要である。

３．通報について

（１）通報の義務について

従事者の責務として、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚して早期発見に努めなければならない。また施設内で発見した場合、生命、身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、速やかに通報を行う。また通報を受けた市町村は守秘義務があるため通報者は特定しない。

（２）通報先箇所（※ ３.高齢者虐待発見時の通報先参照）

- ・利用者の居住地がある市町村へ連絡を行う。
- ・熊本市に居住地がある場合：熊本市介護事業指導課・各区役所福祉課
- ・最寄りの地域包括支援センター
- ・居住地先の民生委員、担当居宅支援事業所（ケアマネージャー）

（３）施設対応について

施設や事業所で虐待を発見した者（職員・家族）は、通報したことにより解雇やその他不利益な取り扱いはない。

4. 行政の調査に関する協力

- （１）虐待の通報があった場合は、たとえそれが疑いであっても、施設内に市町村職員が立入り、事実確認を行うこととなりますので、職員への事情聴取、書類の提示など、協力することが求められる。（法第５条）また、行政から協力依頼があった場合は、全面的な協力と併せて、虐待の有無を確認する等の自主的取り組みが必要である。
- （２）虐待の事実が確認された場合には、市町村長又は都道府県知事は、介護施設の業務又は要介護事業の適正な運営を確保するために、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使することになる。

5. 虐待の再発防止の取り組み

虐待の発生を、特異な事例とすることなく、それまでの施設運営における反省点の確認と、今後の改善への契機とすることが必要である。

そのためには情報の公開と、管理職レベルでのみ処理するのではなく、施設が一体となった取り組みが必要である。

具体的には、虐待の事例に対する発生の原因の調査・分析を行い、再発防止に向けた職員会議、職場内研修の徹底を図り、職員が働きやすい職場環境の実現を目指し、虐待が再発しないように努めることが大切である。

- （１）施設長は、虐待が発生した場合は、原因を調査・分析し、職員会議でその結果を報告し、再発しないようにするための職場内研修を行うことが大切である。
また、職場環境を見直し、職員が働きやすい職場環境の実現を図ることが大切である。
- （２）現場職員は、施設で虐待があったということを重く受け止め、職場内の会議や研修に参加することや、職員による虐待の再発防止について、職員間で話し合うなど、施設の職員が一丸となって取り組むことが必要である。

6. 権利擁護のための各種制度

日常的な金銭管理や財産管理が困難になる利用者には、各種制度を案内する。

- ・ 地域福祉権利擁護事業（熊本市の場合 熊本市社会福祉協議会）
- ・ 成年後見制度

7. その他

(1) 自己点検シート・チェックシートの活用について

高齢者の虐待防止対策として、施設職員は定期的に自己点検シート(チェックシート)【様式 1】、高齢者への虐待発見チェックリストを活用し、点検を行い対策防止に努める。

(2) 研修会について

- ・定期的に施設外で開催される高齢者虐待防止に関する研修会に参加を行う。
- ・身体拘束防止に関する研修会への参加を行う。
- ・認知症ケアへの研修会への参加を行う。
- ・施設内の勉強会は随時行う。

附則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日より改定し施行する。(改定見直し)

この規程は令和 3 年 4 月 1 日より改定し施行する。(改定見直し)

この規程は令和 6 年 4 月 1 日より改定し施行する。(改定見直し)

【様式 1】

高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておいてください。

《身体的暴力による虐待のサイン》

チェック欄	サ イ ン 例
	身体に小さなキズが頻繁にみられる。
	太腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	特定の職員を怖がる。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。
	施設の職員に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	施設の職員に話す内容が変化し、つじつまがあわない。
	身体に縛られた跡や拘束された形跡がある

《心理的障害を与える虐待のサイン》

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	自傷行為がみられる。
	体重が不自然に増えたり減ったりする。
	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。

《性的暴力による虐待のサイン》

	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	肛門や性器からの出血やキズがみられる。
	生殖器の痛み、かゆみを訴える。
	急に怯えたり、恐ろしがったりする。
	ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。
	主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。
	理由もなく、入浴や排泄などの介助を突然拒む
	性病にかかっている
	睡眠障害がある。

《経済的虐待のサイン》

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したらない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

《介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待のサイン》

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やおむつ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（褥創）ができてきている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調、脱水状態、体重減少がある。
	排泄物の処理がされてない。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

《地域からのサイン・その他のサイン》

	サービスを受けている時に、自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
	サービスを受けている時に、昼間でも雨戸が閉まっている。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	通常的生活行動に不自然な変化がみられる。
	表情や反応がない。
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	睡眠障害がみられる。

高齢者虐待防止対策マニュアル

社会医療法人社団 寿量会

介護老人保健施設 清雅苑

令和7年4月1日

はじめに

平成18（2006）年に高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行された。

これまでの間、都道府県や市町村等において、高齢者虐待防止に関する体制の整備や、権利擁護を推進する取組等が進められてきたが、高齢者に対する虐待の事案は、例年の高齢者虐待防止法に基づく実態調査においても相談・通報件数及び虐待判断件数ともに依然として高止まりしている状況が継続している。

高齢者虐待は、高齢者の生命及び尊厳に直結することはいうまでもなく、平成3（1991）年に国連総会で決議された「高齢者のための国連原則」においても、「高齢者は、尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。」とされていることなどから、決してあつてはならない問題である。

高齢者虐待防止について

1 高齢者虐待とは

1. 1 高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17 年法律第124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18 年（2006 年）4 月1 日から施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

1. 2 「高齢者虐待」の捉え方

1) 高齢者虐待防止法による定義

ア. 高齢者とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65 歳以上の者と定義しています（同法第2条第1項）。ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（同法第2条第項）。

① 65 歳未満の者への虐待について

上記以外の65 歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要です。

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第9条第1項に定める「第一号被保険者」、同条第2項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務において、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則60 歳以上の高齢者が入居しています。高齢者虐待防止法第9条第2項において、市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の第10条の4及び第11条の規定による福祉の措置を講じることができ、老人福祉法第5条の4において、65 歳以上の者（65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む）を対象としています。ただし、18 歳以上65 歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）での対応が基本であることに留意することが必要です（「「障害者虐待防止法に関するQ&A について」の一部改正について」令和3年12月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）。

② 65 歳以上の障害者への虐待について

65 歳以上の障害者については、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。この法律の間に優先劣後の関係はないため、

障害福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応することになります（被虐待者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を適用する等）。

イ．養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。なお、下記のとおり、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となりますので留意してください。養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第2条第4項）。

（１） 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（２） 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

（３） 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４） 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（５） 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することとその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

ウ．養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

また、養介護施設等における養介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止法第24条の規定により、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

特に介護保険法においては、「人格尊重義務違反」が規定されており、高齢者虐待はまさに人格を尊重する義務に違反する行為であることから、虐待に関する事実確認については、同法の権限を適切に行使することが必要です（「第三章 養介護施設従事者等による虐待への対応」を参照）。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条第5項）。

① 上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、上記のとおり限定列举となっています。このため、上記に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。

② 医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査等を行い、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。ついては、都道府県等に相談等があった場合には、相談等の内容を具体的に把握し、必要な関係機関に適切につないでいく等の対応が必要です。

2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

ア. 法に基づく対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは、広

い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護業務の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45）。こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。関係者は、気になる事案を発見した場合には、地域包括支援センターや行政窓口迅速に相談通報を行います。

イ．高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応

高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応とは、市町村や地域包括支援センターが、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法に基づいた地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。なお、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応においては、高齢者虐待防止法における第11条の立入調査と第13条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。実際の対応としては、ケース会議を開催して高齢者虐待に準じた対応の必要性を関係部署・機関等で共有を図り、事実確認と安全確認、アセスメントに基づく支援方針の立案と役割分担の明確化、必要に応じてやむを得ない事由による措置や市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立」という。）などの権限行使等の対応や、助言・指導（介護サービスの利用・変更を含む）等を具体的事案に応じて行うことです。なお、これらの支援では、複数の部署や機関等による連携対応が必要になることもあるため、高齢者虐待対応の枠組みだけでなく、事案に応じて介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や、重層的支援体制整備事業等^(※)実施自治体においては、社会福祉法第106の4第2項第1号に基づく包括的相談支援や同項第4号に基づくアウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みを活用して支援することが考えられます。

（※）市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの（任意事業）。令和2年の社会福祉法改正により創設、令和3年度より施行。

高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応の具体例としては、以下があげられます。

① 養護、被養護の関係が明らかでない65 歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、養護者（「現に養護する者」）による虐待のため、養護者に該当しない場合（養護、被養護の関係にない65 歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）は、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13 年法律第31 号。以下「DV防止法」という。）や刑法等により対応することになります。前述のDV防止法では、年齢に制限はなく高齢者も対象とされており、高齢者虐待防止法との関係性において優先劣後の関係にないことから、事案に応じて被虐待者の権利救済のためにどちらの法律での対応が適切か協議することが大切です。なお、虐待対応における、相談・通報の受理段階では、虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応やDV防止法の所管課や関係機関につないでいく等の対応をすることが必要です。

② いわゆるセルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかし、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」、「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。そこで、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援業務や権利擁護業務等の一環として、積極的な対応が求められます（重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その一環として対応することも考えられます）。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じた対応として、やむを得ない事由による措置による保護や成年後見制度の市町村長申立等の

権限行使等を検討します。こうした対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です（「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」平成27年7月10 日老推発0710 第2号）。また、令和3年4月1日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が施行され、すべての介護サービス施設・事業所を対象に高齢者虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務付けられ（以下、「基準省令改正」という。）、養介護施設等の従業者がセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、事業所に「必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）」を図ることが望ましいことを通知しています（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成11年9月17 日老企第25号）。よって、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者が早期に適切な支援につながるよう、市町村、都道府県主催の各介護サービス事業所に対する研修等の内容に含める必要があります。なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取り扱いについては、市町村等の行政機関は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます（個人情報保護法第61条第1項）。また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第69条第2項第4号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の同意に基づくことが困難な場合であっても、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（個人情報保護法第27条第1項第2号）や、市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業、重層的支援体制整備事業における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第4号）等には、情報提供を行うことができます。

◇養護者による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(㊦1) など ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など ④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ii 介護・世話の放棄・放任	① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる など ② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。 ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

区分	具体的な例
iii 心理的虐待	○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。 ・ 老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・ 侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・ 排泄交換や片づけをしやすいうという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・ 家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
iv 性的虐待	○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・ 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・ 性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・ キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・ わいせつな映像や写真を見せる。 ・ 自慰行為を見せる。 など
v 経済的虐待 (※3)	○ 本人の合意なしに(※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・ 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・ 本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・ 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・ 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・ 世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・ 施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

(※1) 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

参考：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、2011、p5-6. を基に作成。

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
i 身体的虐待	① 暴力的行為（※1） ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制
ii 介護・世話の放棄・放任	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 など ⑤ その他職務上の職務を著しく怠ること ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など

区分	具体的な例
Ⅲ 心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度 ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など ② 侮辱的な発言、態度 ・排泄つの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ぬ」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄つ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言ひふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など ⑥ その他 ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
Ⅳ 性的虐待	○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄つや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄つをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

区分	具体的な例
v 経済的虐待	○ 本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

（※1）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

（※2）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き、中 2012, p6-7. を基に作成。

3) 身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体を奪う身体的拘束等は、介護保険施設の運営基準により、サービスの提供に当たっては、例外的に入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行つてはならないとされており、原則として禁止されています(※1)。

(※1) 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定があるサービス種別

(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

2 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き，2001，p. 6.

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、仮に、高齢者や高齢者の家族が同意したとしても、身体的拘束等は原則として高齢者虐待に該当する

行為と考えられます。身体拘束に該当する行為を判断する上でのポイントは、「高齢者本人の行動の自由を制限しているかどうか」になります。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。身体的拘束等については、運営基準に則って運用することが基本となります。

身体拘束の具体例

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったらないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすステーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き，2001，p. 7。

なお、これらの11項目は、あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。身体的拘束等に対しては、高齢者への身体的拘束等を必要としない状況を目指し、「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件の再検討等を行うとともに、高齢者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。高齢者や家族に対して、身体的拘束等の説明を行い、理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。当該要件を満たす場合に限り身体的拘束等を行うことができますが、運営基準に基づき、その手続きとして、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、2年間保存することが必要です。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（全て満たすことが必要）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合○ 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと○ 一時性：身体拘束は一時的なものであること |
|---|

○留意事項

身体的拘束等の適正化を図るため、運営基準に基づき介護保険施設等のうち、対象事業（※2）のサービス事業者は、以下の措置を講じなければならないこととされています（平成30年度施行）。この措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています。なお、当該記録があったとしても、以下の措置が行われていなければ、報酬基準及び解釈通知の規定による報酬請求上の措置として、身体拘束廃止未実施減算を適用し、改善計画を提出し、それに基づき改善が図られるまで、その事実が生じた月（行政側が発見した月）の翌月から少なくとも3か月間は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算することが規定されています。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（※3）を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

（※2）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護

（※3）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

なお、例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定がある介護保険のサービス種別以外の養介護施設等

については、身体的拘束等は例外なく認められないものであることから、行政機関として適切な対応を行

う必要があります。

2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

2. 1 高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待防止法第1条に示されているとおり、高齢者虐待対応の目的は、高齢者の権利利益の擁護に資することを、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進することです。

2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点

1) 高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。虐待対応の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することであるため、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

2) 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても高齢者の安全確保を最優先する必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築することや支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。また、高齢者が分離を望んでいなくても、高齢者の生命・身体の保護のために必要があれば、「やむを得ない事由による措置」を行うことを躊躇すべきではありません。この場合、高齢者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に説明することで、高齢者に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、高齢者が理解できるよう促すことが必要です。

3) 組織的な対応

地方公共団体においては、高齢者虐待の事案に対しては、担当職員一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。相談や通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当職員一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

4) 虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

5) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった組織的な取組を推進していくことが重要です。

6) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通報者として多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がないなどの情報、施設に設置された相談窓口に寄せられた情報等を活用した取組が、早期発見等につながります。

7) 高齢者とともに養護者を支援する

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています（高齢者虐待防止法第6条、第14条）。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

① 高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

② 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、それらの要因を一つ一つ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、虐待を解消し、再発防止・未然防止することにつながります。

③ 養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。養護者支援は、虐待の未然防止、虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援（介護疲れ、経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合も少なくありません。また、家族、親族間の関係性、家族親族の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題・課題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者、家族、親族に対する支援を行うことが必要です。

8) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯に基づく人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援に当たっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害福祉、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

2. 3 留意事項

その1 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者や養護者、養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

その2 常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、住民等の関係者に周知する必要があります。

その3 関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市町村が主体となり、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。「事実確認」、「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、医療機関、金融機関等との連携が必要になることがあります。

その4 適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をすることを規定しています（高齢者虐待防止法第9条第2項）。高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。そのためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

その5 記録を残す

虐待対応では、虐待の根拠となる客観的な情報を収集する必要があります。発言内容や状態・行動・態度など見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所、担当者を明確に記載します。記録者の感情や主観を入れず、事実をそのまま記録することが重要です。高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りはすべて記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定に当たっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

3. 都道府県、市町村の役割について

3. 1 都道府県の役割

1) 高齢者虐待防止法に規定する都道府県の責務と役割

高齢者虐待防止法において、都道府県の責務と役割は以下のように規定されています（努力義務の記載も含む）。

◇高齢者虐待防止法に規定する都道府県の役割◇

■体制整備に関する項目（再掲）

- ①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）
- ②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第3条第2項）
- ③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第3条第3項）
- ④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第28条）

■養護者による高齢者虐待について（第19条）

- ①市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
- ②必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言

■養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①高齢者虐待の報告を受けた場合の守秘義務（第23条）
- ②高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）
- ③養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表（第25条）

3. 2 市町村の役割

1) 高齢者虐待防止法に規定する市町村の責務と役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援、養介護施設等の運営適正化について、市町村が責任を持つ役割を担うことが規定されています。高齢者虐待への対応は第一義的に市町村担当部署が実施し、市町村の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。なお、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、都道府県が当該施設等に対する老人福祉法又は介護保険法に規定する権限を有する場合、通報を受付けた施設所在地の市町村と都道府県が協議し、役割分担を行いながら虐待対応を行います。

◇高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割◇

■体制整備に関する項目（再掲）

- ①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）
- ②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第3条第2項）
- ③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第3条第3項）
- ④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第28条）

■養護者による高齢者虐待について

- ①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）
- ④立入調査の実施（第11条）
- ⑤立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- ⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）
- ⑧専門的に従事する職員の確保（第15条）
- ⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）
- ⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）

■養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①対応窓口の周知（第21条第5項、第18条）
- ②通報を受けた場合の事実確認等
- ③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- ④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）

■財産上の不当取引による被害防止（第27条）

- ①養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
- ②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

◇養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム◇

養護者による高齢者虐待	養介護施設従事者等による高齢者虐待
〔市町村の責務〕 相談・通報受理、居室確保、養護者の支援 〔都道府県の責務〕 市町村の施策への援助等	〔市町村の責務〕 相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使 〔都道府県の責務〕 老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表 〔設置者等の責務〕 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
虐待発見 → 通報 → 市町村 ①事実確認（立入調査） ②措置（やむを得ない事由による措置、面会制限） ③成年後見人の市町村長申立	虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県 ①事実確認 ②老人福祉法、介護保険法の規定による権限の適切な行使 ①監督権限の適切な行使 ②措置等の公表

3. 3 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（高齢者虐待防止法第20 条）。また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（同法第21 条第1 項）。これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（同条第3 項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

1）虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進（省令改正）

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止する観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました（3年間の経過措置期間を設け、令和6年4月より義務化）。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

②虐待の防止のための指針の整備

③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施

④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

これらの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、すべての介護サービス施設・事業所の基準省令に定めており、運営規程に定めておかなければならない事項です。そして、有料老人ホームについては指導指針にこれらを規定しています（「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」令和3年4月1日老発0401 第14号）。自治体が実施する集団指導や運営指導を通じて、自治体が各養介護施設等に対し自己点検を励行するとともに、養介護施設等は、適切なケアマネジメントやサービス提供、高齢者虐待の防止と早期発見に向けて取組む必要があります。

2) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠で、研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止や、身体的拘束等に係る取組の適正化に関する研修の実施やケア技術の向上を目指す研修を実施するとともに、市町村や都道府県における研修等の機会を活用するなど、養介護施設従事者等の資質を向上させるために取り組む必要があります。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要です。具体的な取組の例としては、以下のようなものが挙げられます。

- ①基準省令等により、頻度・対象等を含めて実施する事が明確に求められている研修（高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化、認知症介護基礎研修等）の実施
- ②認知症介護その他の介護技術等、サービスの提供の基本となる内容に関する研修の実施及びOJT の充実
- ③自治体等が開催する高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化等に関する研修等への積極的な参加、認知症介護実践研修等への計画的な職員の派遣
- ④職員のストレス対策、ハラスメント対策等、職員の負担軽減や、より良い職場づくりに関する研修等の実施

このほか、特に居宅系サービスなど養護者との接点が多い事業所では、養護者による高齢者虐待や、養護・被養護の関係にない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト、消費者被害などの発見・対応等についても研修内容に含めることが望ましいです。

3) 開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面では、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、虐待等が発生しても発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気づき、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における「介護サービス等の質の向上に資する事業」（介護サービス相談員派遣事業）を積極的に活用することで、身体的拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

4) 苦情処理体制

養介護施設等においては、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第20条に虐待防止措置義務として明記されており、基準省令等にも規定しています。養介護施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、適切な苦情処理のための取組の実施が求められます。

5) 組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の（外部）研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

3. 4 終結段階

虐待対応の終結は、評価会議において判断します。虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた後、終結の判断がなされます。虐待対応の終結のためには、「虐待の発生要因の軽減等により高齢者の安全が確認できる項目が増え、高齢者の安全の確保が継続され、高齢者が安心して生活を送れている状態」を確認できることが必要となります。具体的には、① 高齢者が施設に入所することとなり、高齢者の生活が安定した場合② 虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、在宅生活の再開や継続をする場合③ 高齢者が死亡した場合などが想定されます。虐待対応中、あるいは終結後の権利擁護業務としての対応等において、養護者と同居・別居にかかわらず、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援も大切であり、高齢者と養護者の関係性の再構築において、養護者を支援するにあたり、養護者支援を担う関係機関との連携が大切となります。ついては、終結を判断する評価会議において、養護者支援を担う関係機関の役割や情報共有の方法等を確認します。虐待対応として関わる前の状態に戻ることがないように、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が虐待対応の終結の目安となります。しかし、これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

4 養護者支援

4. 1 養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。

高齢者虐待事案への対応として、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。高齢者虐待は、高齢者が重度の要介護状態であることや、養護者に認知症に対する介護の知識が不十分であること等による介護疲れ、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態、経済的に困窮状況にあるなど、様々な状況が絡み合っていると考えられます。そのため、こうした状況に関する情報を適切に収集し、分析した上で課題を明らかにし、関係者間で合意された方針に基づいた支援をチームで行うことで、高齢者に対する虐待を解消し、新たな虐待を防ぐ一歩が踏み出せます。

1) 養護者との間に信頼関係を確立する

高齢者を支援するためには、まず、高齢者の最も身近な存在である養護者と適切なコミュニケーションが行える関係作りを行い、相談・助言が行える体制を整えることが重要です。また、そのためには、養護者に対しての定期的な声かけやねぎらいなどを行い、養護者との信頼関係を形成するように努めることが重要です。さらに、その場合は、養護者の担当者と高齢者の担当者を分けるなど、養護者、高齢者、それぞれの立場を擁護する支援体制を示すことも重要です。

2) 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

法に基づく対応状況等調査結果では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因に高齢者の認知症の症状などを起因とした介護疲れ・介護ストレスや高齢者との人間関係などが例年上位を占めています。「1) 養護者との間に信頼関係を確立する」でも触れたとおり、養護者への対応においては、虐待のリスクや危害の状況を注視しつつ、同時に、養護者自身がこれまで担ってきた介護、養護者の取り組んできた工夫など、養護者のもつストレングスにも目を向け、それをねぎらうなどの働きかけが重要です。こうした対話は、養護者の自己肯定感を高めるだけでなく、養護者と支援者の信頼関係の形成、虐待の未然防止等にも有効であるといえます。

3) 養護者自身の抱える課題への対応

虐待発生の要因と直接的・間接的に関係する養護者の持つ疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合には、要因を分析するとともに、支援目標を明確にし、それを支援計画に反映した上で、課題解決のための働きかけを行います。なお、その際は、課題解決を行うために不可欠な関係機関の開拓、情報共有、関係機関との連携を充分にとり、養護者が必要な支援につながるための働きかけが重要です。

また、虐待が解消した後も虐待の再発防止の観点から適切な関係機関によるモニタリングが不可欠となります。なお、課題分析を行う中で、ストレス軽減等のための支援が必要であると判断された場合は、介護保険サービスの利用によるレスパイトケアや各種地域資源の利用、介護講習会等や家族会への参加等による怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメント等のわかりやすいリーフレットの作成・配布、養護者等を対象としたシンポジウムの開催などの方法が有効な例もあります。

4) 虐待の解消、本人の安心と暮らしの安全

支援の最終的な目標は、虐待の解消、本人の安心と暮らしの安全の確保にあります。支援開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者、家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

4. 2 リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。リスク要因としては、以下の表のようなものが考えられますが、これらの要因は、高齢者や養護者、家族の生活状況や、虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、「早期発見・見守りネットワーク」等を通じて、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。よって、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

虐待のリスク要因の例

	被虐待者側の要因	虐待者側の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	・ 加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・ 疾病・障害がある ・ 要介護状態 ・ 認知症の発症・悪化	・ 介護負担による心身、経済的なストレス ・ 養護者自身の疾病・障害 ・ 依存症（アルコール・ギャンブル等）	
心理的要因	・ パワレス状態（無気力状態） ・ 判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・ 養護者との依存関係	・ パワレス状態（無気力状態） ・ 性格的な偏り	・ 親族関係の悪さ、孤立 ・ 家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・ 介護の押し付け
社会的要因	・ 言語コミュニケーション機能の低下 ・ 過去からの虐待者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・ 公的付与や手当等の手続きができていない ・ 介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）	・ 介護や家事に慣れていない ・ 収入不安定、無職 ・ 金銭の管理能力がない ・ 借金、浪費癖がある ・ 公的付与や手当等の手続きができていない ・ 介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・ 高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・ 相談者がいない ・ 認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ・ 介護や介護負担のためのサービスを知らない ・ 親族関係からの孤立	・ 暴力の世代間・家族間連鎖 ・ 家屋の老朽化、不衛生 ・ 近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・ 人通りの少ない環境 ・ 地域特有の風習・ならわし ・ 高齢者に対する差別意識 ・ 認知症や疾病、障害に対する偏見

4. 3 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

1) 法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14 条第2項）。

高齢者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば高齢者虐待に至る可能性がある場合、あるいは、高齢者が要支援や非該当であっても緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的にこの措置の利用を検討する必要があります。

2) 居室の確保策

高齢者虐待防止法第14 条第2 項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期療養するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫が必要です。なお、国2/3、都道府県1/3で負担する地域医療介護総合確保基金において、緊急ショートステイの整備に対しての支援も対象となっています（「第Ⅱ章 2. 4 2) 高齢者の保護」を参照）。

3) 継続的な関わり

高齢者が短期入所している間も、支援担当者は、高齢者と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながら適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

4. 4 財産上の不当取引による被害の防止

1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介することが規定されています（第27 条第1 項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、高齢者虐待対応協力者に委託することが可能です。特に、高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町村の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、消費者安全確保地域協議会（自治体に設置されている場合）の活用、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局となります）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】

○消費者ホットライン
TEL：188（局番なし）

消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて原則毎日利用することが可能です。

○日本司法支援センター 法テラス
TEL：0570-078374
（平日）9:00～21:00 （土曜日）9:00～17:00

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています（情報提供業務）。

また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助業務）。

このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、総合法律支援法に定められた5つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています（ほかに司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務があります）。

2）成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。また、本人の判断能力が不十分な場合は、前述した市町村長申立も活用しながら、高齢者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です。

4. 5 終結段階

1) 終結の判断

虐待対応は、常に終結を意識して行う必要があります。虐待対応が終結していないことは、養介護施設従事者等による高齢者への権利侵害のおそれがある状態が継続していることを意味しています。そのため、養介護施設等における改善取組を促し、高齢者が安全で安心できる生活環境を整え、虐待対応を終結させることが重要です。なお、終結の判断は評価会議の検討を踏まえて行います。

2) 虐待対応の終結要件

改善取組に関する各項目の目標が達成され、下記の2つの要件を確認した時点で、虐待対応を終結します。

□養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件

- ① 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用出来るようになったと確認できること
- ② 虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができたことを確認できること

具体的には、以下に示す状況が確認された場合に、虐待対応の終結と判断します。

- ・事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象などが解消されている
- ・評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象などが生じていない
- ・個々の改善目標が計画どおり達成された
- ・改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された（新たな取組みを含む）
- ・虐待予防・防止のための取組みが継続して行われている
- ・虐待が生じた場合の対応策が講じられている

なお、終結の判断は、市町村と都道府県が協議して行うことや、市町村が単独で終結を判断することも考えられますが、都道府県が指定権者の施設である場合で、市町村が単独で終結を判断した場合は、都道府県に報告し情報共有を図ります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応について、都道府県の積極的な関与により市町村への支援の充実を図ることが求められます。

4. 6 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとするものとされています（第25条）。この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県・市町村における高齢者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを着実に進めることを目的とするものであり、高齢者虐待を行った養介護施設等名を公表することにより、これらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません（ただし、高齢者虐待等により、介護保険事業所としての指定取消（全部停止、一部停止を含む）が行われた場合には、介護保険法に基づきその旨を公示します）。公表の対象となる養介護施設等は、市町村又は都道府県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、高齢者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事例
- ② 市町村及び都道府県が協働で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例
- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例

上記の事例を対象とし、次の項目について集計した上で、公表します。

※現在、厚生労働省のウェブサイトにおいて、各都道府県の公表資料へのリンク集を掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106372.html>

都道府県が公表する項目

① 高齢者虐待の状況

- ・ 高齢者の状況（性別、年齢階級、心身の状態等）
- ・ 高齢者虐待の類型（身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）

② 高齢者虐待に対して取った措置

③ その他の事項（厚生労働省令で規定）

- ・ 施設・事業所の種別類型
- ・ 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

資料 1

成年後見制度の市町村長申立

高齢者虐待防止法では、虐待対応のための権限行使の一つとして、適切に市町村長による成年後見制度利用開始等の審判請求（以下「市町村長申立」といいます。）を行うことが規定されています（同法第9条第2項）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し、意思決定を支援するための権利擁護支援の重要な手段ですが、周知がされていない、利用につなげるための取組が積極的に行われていない等の理由により制度の利用は十分とはいえない状況にあることから、高齢者虐待防止法には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています（同法第28条）。さらに、平成28年4月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、成年被後見人等が個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと等を基本理念とし、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に必要な体制を整備することとされ、平成29年3月「成年後見制度利用促進基本計画」及び令和4年3月「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、各市町村において、地域共生社会の実現に資する権利擁護の地域連携ネットワークの構築と中核機関の整備が進められてきています。特に、第二期基本計画では、権利擁護支援の定義において、「意思決定支援等による権利行使の支援」とともに、「虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援」が主要な手段として位置付けられ、そのための重要な手段として成年後見制度の利用が位置付けられています（第二期基本計画4頁）。虐待対応における成年後見制度の利用については、こうした各市町村の権利擁護の地域連携ネットワークと連携した取組が求められます。成年後見制度の市町村長申立が必要とされるのは、高齢者の判断能力が不十分である状況等を要因として養護者及び養介護施設従事者等による虐待が生じ、第三者等による身上の保護と財産管理が必要である状況が想定されます。例えば、経済的虐待について養護者から高齢者の生活年金等の収入や資産を確保する必要がある場合、介護・世話の放棄・放任等について、高齢者に代わり必要な医療や福祉サービス契約につなぐ必要がある場合、やむを得ない事由による措置により保護した場合に通常の利用契約に移行する場合などです。虐待対応のために成年後見制度の市町村長申立をする場合は、老人福祉法第32条の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に該当します。個々の事案において緊急性が高い場合には、適切かつ迅速な申立の手続きが求められるところです。基本的に、市町村長申立の手続きとして、2親等内の親族の有無を確認することとされていますが、事案の緊急性が高く、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行

して戸籍調査を行うこともあり得ること、2親等内の親族である養護者への意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができるとされています（「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号）。

前述のように、虐待等の緊急事案においての親族調査は、申立てを行った上での並行した戸籍調査の実施や意向調査の省略が可能であることから、親族が申立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先し、市町村長申立を行うことが必要です。また、緊急性が高く審判がおりる前に高齢者の財産が侵害されるおそれがある場合は、審判前の保全処分を検討することも有効です。※審判前の保全処分に当たっては、①審判開始の蓋然性があること、②保全の必要性があることの二つが要件となりますので、本案申立書や後見相当であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付し、直ちに成年後見制度の審判前の保全処分申立を行う必要があります。

資料2

住所地と居住地が異なる場合の成年後見制度市町村長申立について

（令和3年11月26日付老認発1126第2号）

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。

これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては、原則として、

- ・生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
- ・入所措置の措置権者
- ・介護保険の保険者
- ・自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

資料3

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告) 例

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

☐ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。

☐ 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

☐ 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

()

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____

(事業者番号: _____)

・所 在 地 : _____

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級、日常生活自立度及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女		年齢階級※				
要介護度等	要支援	1	2				
	要介護	1	2	3	4	5	
	その他						
認知症高齢者の日常生活自立度	自立	I	II a	II b	III	IV	M
障害高齢者の日常生活自立度	自立	J	A	B	C		
心身の状況							

※ 該当する番号を記載すること

1 65～69 歳 2 70～74 歳 3 75～79 歳 4 80～84 歳
5 85～89 歳 6 90～94 歳 7 95～99 歳 8 100 歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待 性的虐待 その他()	介護・世話の放棄・放任 経済的虐待
虐待の内容		
発生要因		
判 断 日*	令和 年 月 日	*虐待有りと判断した日

資料 4

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種			
氏 名(※)		生年月日(※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			
5 市町村が行った対応			
☐ 施設等に対する指導 ☐ 施設等からの改善計画の提出依頼 ☐ 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導 ☐ (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分 ☐ その他(具体的に記載すること)			
6 虐待を行った養介護施設従事者等において改善措置が行われている場合にはその内容			
☐ 施設等からの改善計画の提出 ☐ 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応 ☐ その他(具体的に記載すること)			
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、上記の通り報告する。 令和 年 月 日 〇〇〇 都道府県(担当課名) 市町村長名			

(注) (※)印の項目については、不明の場合には記載しなくてよい。

養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント

課題1 組織経営に課題がある		
背景・要因 ●組織設立の理念や組織目標が共有されていない ●利用者の立場を考えた組織になっていない ●経営責任が果たされていない	⇒	予防のポイント ☐ 組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている ☐ 組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している ☐ 職員を支援する仕組みを整備している ☐ 苦情を受けつけ対応する体制が整備され周知されている
課題2 チームケアが上手くいっていない		
背景・要因 ●ケアはチームで行うという意識が薄い ●連携の目的がより良いケアの提供ではなく、職員の人間関係維持に向いている	⇒	予防のポイント ☐ それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めている ☐ 職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている ☐ 話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場にする ☐ チームケアの目的を確認している ☐ 管理職は職員がチームケアの成功体験をできるようにする ☐ ヒヤリハットや事故報告を検討し、共有して活用している
課題3 提供するケアに課題がある		
背景・要因 ●認知症ケアの専門的知識・技術の習得が十分ではない ●ケアの前提となるアセスメントが十分に行われていない ●一人ひとりの利用者に合わせてケアが提供されていない ●ケアの質を高める教育が十分でない	⇒	予防のポイント ☐ 認知症の利用者のアセスメント方法や認知症ケアの方法を知っている ☐ 一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに合ったケアプランを作成している ☐ 職員の経験に応じた教育システムができている ☐ ケアに関する相談しやすい環境、体制ができている ☐ 他の施設の見学や外託の研修を受ける機会がある ☐ 外部研修の伝達が十分になされている
課題4 必要な倫理や守るべき法令が理解されていない		
背景・要因 ●人を支援することの意味を考える機会がない ●虐待・身体拘束に関する意識・知識が不足している	⇒	予防のポイント ☐ ケアになぜ倫理観が必要か理解している ☐ 何が高齢者虐待や身体拘束にあたるのか知っている ☐ 虐待防止や身体拘束廃止の具体的な方法を知っている ☐ 虐待防止や身体拘束廃止について話し合う仕組みがある
課題5 組織のあり方を変えにくい雰囲気		
背景・要因 ●組織として負担やストレスを軽減する取り組みをしていない ●現状を良しとして、組織を変えていくことに抵抗がある	⇒	予防のポイント ☐ 管理職が職員一人ひとりの業務内容を把握している ☐ 管理職が職員の負担やストレスに気づき、適切な環境を整備している ☐ 職員の意見を聞く機会を組織として設定している ☐ 利用者、家族、外部の人（実習生やボランティア、第三者評価）の意見を聞く機会がある ☐ 経営層が組織のあり方を常に見直している

出典：「養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント(公益財団法人 東京都福祉保健財団、『その人らしさ』を大切にしたいケアを目指して、2016, p.9-10)」より作成

美介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ

キーワード	取組内容
理念の共有	- 法人理念がわかる教材（映像等）を作成し、新入職員研修等で活用しています - 日頃の会議で法人の理念を伝える機会があります - 経営層が業務に関わることで、理念を伝える機会があります - 職員の個人目標を考える時に、法人理念と照らし合わせています
個別ケア・認知症ケア	- 入居前の暮らしの様子、長年なじんだ習慣や好みを確認しています - 認知症の人の「その人らしさ」を知るツール（センター方式、ひもときシートなど）を活用しています - 定例の会議でミニ事例検討をしています - 利用者の状況が変化した時に臨時で会議をしています - 職員が持ち回りで講師になる認知症ケアの勉強会を行っています
権利擁護意識の確立	「虐待の芽チェックリスト」や「虐待予防セルフチェックリスト」を年に何回か行っています - 組織の管理者や委員会が中心になって、「虐待の芽チェックリスト」の結果を集計して、比較可能な形（数値化・グラフ化・内容やフロア別の傾向等）にまとめて、話し合い、改善をしています 「虐待の芽」の状態で気付いた時に、職員間で声をかけ合い、助け合える関係を構築しています - 身体拘束が利用者・家族や職員に与える悪影響を確認しています - 一人ひとりのモラルを高めるような研修を実施しています
職場内訓練（OJT）	- 新入職員を教育する担当制の指導者を配置（アドバイザー／ブライスター制）し、指導者向けの研修も実施しています - 新入職員に応じた指導ができるよう、アドバイザー・ブライスターに対しての研修を実施しています - よりよいケアを提供できるように、ケアのチェックリスト（「介護職員技術チェックリスト」・「業務チェックリスト」など）を作成して、職員が自分のスキルを自ら点検できるようにしています。結果を上司と話し合って共有しています - 上司は、1日の半分はケアの現場に入って、実際にケアをやって見せています - 利用者やチームの状況等に応じた研修のテーマを設定しています
職場外訓練（OFF-JT）	- 勤務形態にかかわらず全ての職員が研修に参加できるようにしています - 職員の希望や状況に応じて受講する研修を選べるようにしています - 定例会議で、外部研修の伝達をする時間（15分から30分）を設けています
リスク管理	- ヒヤリハットや事故報告を書きやすい書式にしています - 提出されたヒヤリハットや事故報告を、すぐに共有できる手順やマニュアルを決め、再発防止に努めています - なぜヒヤリハットや事故が起きたのか、話し合うことで今まで気づけなかったリスクに気づけるようにしています - 感染症対策のマニュアルを作成し、みんなが同じケアができるようにしています
開かれた組織運営	- 利用者や家族向けのアンケートや交流会の声を、ケアや組織の事業計画に反映しています - 福祉サービス第三者評価の結果を活かして運営しています - コミュニティスペースとして、施設の一部を地域住民に開放しています - ボランティアや実習生が、自分の施設のケアをどのように感じたかを把握して活かしています - 虐待防止委員会に、家族や地域住民に委員として出席してもらっています
ストレス・負担感の軽減	- ケアの中での困りごとやストレスを話し合える場をつくり、対応方法を共有しています - 職員が困ったり、苛立ったりしている時には、声をかけ合い、ケアの方法を話し合います。時には、交代することもあります - シフトごとの人数や交代時間を見直し、夜勤に負担がかかり過ぎないようにしています - 人事考課に関係しない面接を行い、職員の働きやすさの確保に努めています

出典：美介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ（公益財団法人 東京都福祉保健財団、平成27年度 高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業「高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書」、2016）。]

指導文書の例

参考例

〇〇市町第〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

〇〇法人 〇〇施設
理事長 〇〇〇様

〇〇市町村長 〇〇〇

施設における虐待と思われる事象に係る調査結果通知
及び改善計画の提出依頼について

〇〇施設において令和〇年〇月〇日から〇月〇日までの間に実施した介護保険法〇条（老人福祉法〇条）に基づく事実確認の調査の結果については、下記のとおり通知します。改善計画を令和〇年〇月〇日までに提出願います。

なお、改善計画をもとに、定期的な訪問や聞き取り等の調査を行う予定です。

記

1 調査結果

〇〇施設において、〇〇月〇〇日夜中に発生した入所者に対する施設職員における行為は、虐待に該当すると判断しました。

以前から入所者に対して暴言や暴力と思えるような言動があり、高齢者虐待（人格尊重義務違反）があったことを確認しました。

また、本調査においては、褥などの身体的な状態について記録の記載、及び施設内での連携や対応方針の明確化などがなされず対応方針が徹底できていない状況が確認されました。

2 改善計画の提出

〇〇施設において、以下の点を重視して施設内部での調査検討を全職員が関与する形で行うとともに、調査結果に基づき経営者・管理者の責任において改善計画書（書式は任意）作成及び提出を求めます。なお、改善の取組においては具体的な目標及び達成時期など必ず明記することを求めます。

- （1）虐待対応マニュアルの整備
- （2）職員全員に対する虐待対応マニュアル等の周知徹底
- （3）第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討
- （4）職員の外部研修の実施と評価の充実
- （5）風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策

以上

指導に沿った改善計画例

指導内容	改善内容
(1) 虐待対応マニュアルの整備 ①虐待対応マニュアルに組織として虐待防止を実施する義務に対する姿勢が明確にされていない。 ②管理者が虐待早期発見の責任者であることが明記されていない ③継続的な虐待防止教育や早期発見のための体制づくりが明確化されていない	①現行の虐待対応マニュアルについて、組織として断固として虐待の発生する環境をつくらないことを明記し、その方針及び具体的な施策をマニュアルに追記を行う。 ②虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割をマニュアルに反映させる。 ③虐待防止委員会の組織作りと委員会議事録及びヒヤリハットを安全委員会と共有し、虐待の早期発見と継続的な教育展開ができる組織づくりを実施する。
(2) 職員全員に対する虐待対応マニュアル等の周知徹底 ①虐待対応マニュアルの早期発見や通報義務について職員の理解が低い ②定期的な教育がなされていない	①虐待対応委員会立ち上げ後、虐待対応マニュアルを改訂。その後、早期発見のポイントや通報義務について内部監査にて理解度を確認。理解が低い点について、各所属において学習会を開催し徹底する。 ②年間教育計画内に、4月の入職者研修時に新人対象で「虐待対応マニュアルの理解」研修を実施すること。9月度、虐待対応自己点検シート実施後、結果を受けた形で「虐待防止研修」を全職員対象で実施することを入れる。
(3) 第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討 ①第三者委員会の設立に関わる規定がない ②虐待発生時の原因究明と検討できる体制がない	①虐待対応マニュアル内に ・第三者委員名簿（連絡先を含む） ・第三者への連絡方法 ・第三者委員会開催規定及び議事録作成規定を追記する。 ②虐待発生時（疑いを含む）その事実確認後、即日虐待防止委員会を開催し、前後情報の記録の確認・職員ヒアリング実施し、時系列分析及び対策立案実施することを虐待対応マニュアル内の虐待防止委員会規定に追記する。
(4) 職員の外部研修の実施と評価の充実 ①虐待対応に関わる職員の外部研修が実施されていない ②虐待対応に関わる研修評価制度がない	①安全委員会と連携し、外部研修情報を収集し、3年目以上の職員は全員1回は虐待に関わる外部研修を受講することを虐待対応マニュアルに規定する。その上で、年度末に未受講者について、各所属長から手書及び受講計画書作成の提出を規定する。 ②外部研修受講者は、当該受講年度でチームを組み、虐待対応研修会（9月度）の研修実施を行い、研修受講者からのアンケートによって理解度の評価とする。理解度が低い内容については、当該研修チームで再度その項目に関わる研修を実施することを規定する。
(5) 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策 ①管理者が職員のストレス状況や現場の環境を把握できる体制ができていない ②職員が気軽に相談できる体制がない	①管理者は、ヒヤリハット報告書を利用し施設内状況を把握する。職員に報告書的重要性及び運用を教育し、状況把握ができる報告書の提出を促す。ヒヤリハット報告書項目に ・職員への暴力 ・利用者間トラブル ・外傷等 虐待兆候を把握するための項目を追記すると共に苦情対応委員会と連携し、利用者・家族からの苦情報告書内に虐待の兆候がないか、確認していく責務を虐待対応マニュアルに規定する。 ②相談しやすい環境づくりのため、管理者は、ヒヤリハット報告書による施設内状況の把握を行ったうえで、ケアの度合いが高い利用者や認知症の利用者等の状況から、管理者から適切に職員への声かけを行う。安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対し、職員をねぎらいながら解決への指導を行う。その際に不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。

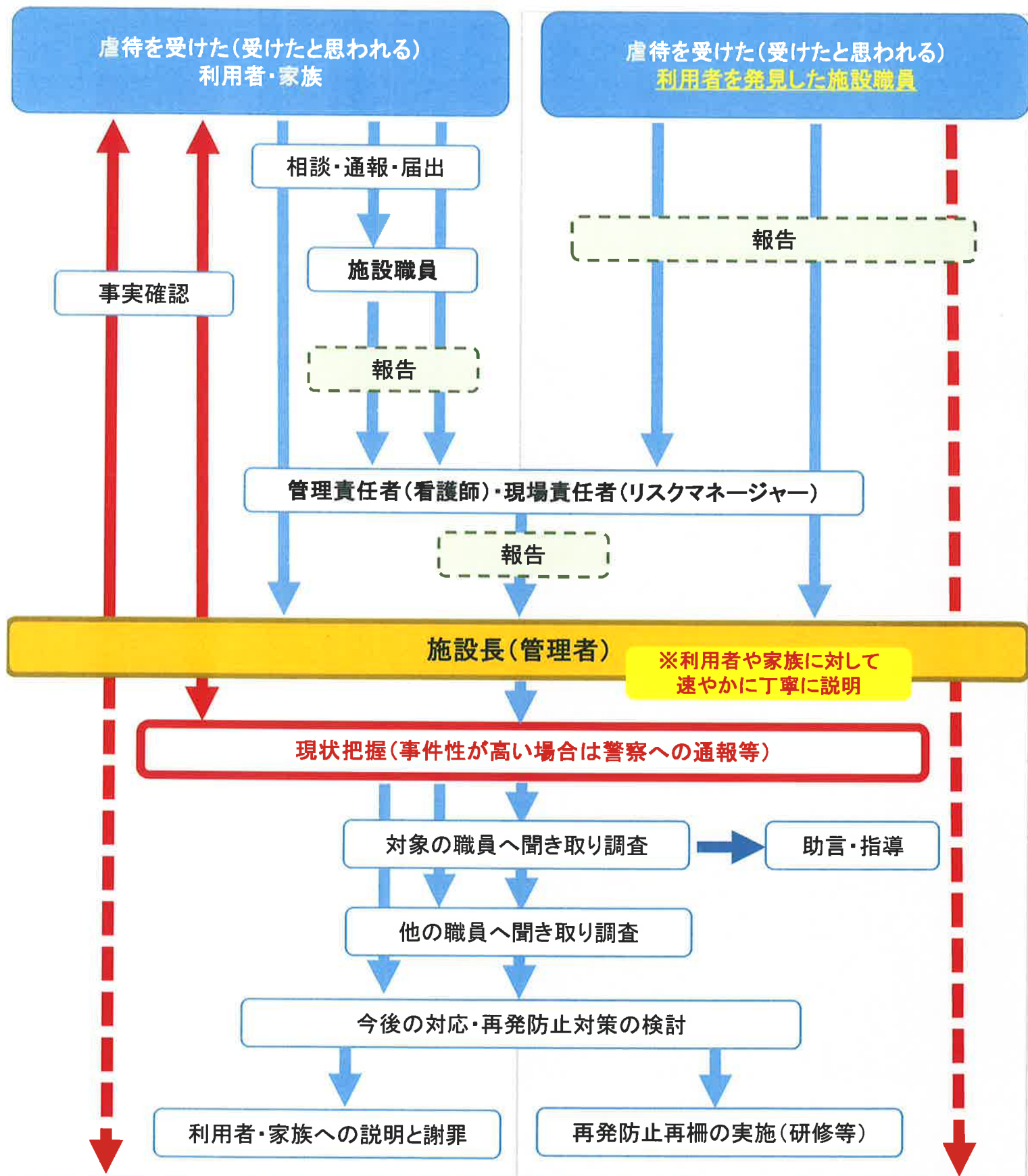
【別表】老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第18条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、介護老人ホーム・特別介護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第18条の2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	都道府県知事	介護老人ホーム・特別介護老人ホーム設置者に対する事業制限停止命令、認可取消
	第29条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令、事業の制限、停止命令
介護保険法	第76条	都道府県知事 市町村長	特定居宅サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収立入検査等
	第76条の2	都道府県知事	特定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第77条	都道府県知事	特定居宅サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第78条の7	市町村長	特定地域密着型サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の9	市町村長	特定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の10	市町村長	特定地域密着型サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第83条	市町村長	特定居宅介護支援事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収立入検査等
	第83条の2	市町村長	特定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第84条	市町村長	特定居宅介護支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第90条	都道府県知事 市町村長	特定介護老人福祉施設、施設開設者、施設の長、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第91条の2	都道府県知事	特定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第92条	都道府県知事	特定介護老人福祉施設に対する指定取消・指定の効力停止
	第100条	都道府県知事 市町村長	介護老人保健施設の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等
	第103条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第104条	都道府県知事	介護老人保健施設に対する許可取消・許可の効力停止
	第114条の2	都道府県知事 市町村長	介護医療院の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等
	第114条の5	都道府県知事	介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第114条の6	都道府県知事	介護医療院に対する許可取消・許可の効力停止
	第115条の7	都道府県知事 市町村長	特定介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の8	都道府県知事	特定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の9	都道府県知事	特定介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第115条の17	市町村長	特定地域密着型介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の18	市町村長	特定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の19	市町村長	特定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第115条の27	市町村長	特定介護予防支援事業者等、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第115条の28	市町村長	特定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第115条の29	市町村長	特定介護予防支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第115条の33	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	特定居宅サービス事業者、特定地域密着型サービス事業者、特定居宅介護支援事業者、特定介護予防サービス事業者、特定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防支援事業者、特定介護老人福祉施設開設者、特定介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者に対する報告徴収・立入検査等（業務管理体制）
	第115条の34	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	特定居宅サービス事業者、特定地域密着型サービス事業者、特定居宅介護支援事業者、特定介護予防サービス事業者、特定地域密着型介護予防サービス事業者、特定介護予防支援事業者、特定介護老人福祉施設開設者、特定介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者に対する勧告・公表・措置命令（業務管理体制）

参考・引用

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
令和5年3月 厚生労働省 老健局

虐待発生時の対応フローチャート



※市町村への相談・報告は、虐待が疑われた段階で速やかに行う

＜高齢者虐待発見時の通報先手順＞

